

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年9月11日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	奈良市	
4. 届出番号	17	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもを養育している者とし、この場合においての子どもは、本市に居住している者と	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月25日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	27	
10. 保護評価書の名称	子ども医療費の助成に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%A5%88%E8%89%AF%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=31&amp;opn_date_from_month=3&amp;opn_date_from_day=12&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=9&amp;opn_date_to_day=10&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%A5%88%E8%89%AF%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=31&amp;opn_date_from_month=3&amp;opn_date_from_day=12&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=9&amp;opn_date_to_day=10&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2</a>	
12. 委任関係		▼

執行機関名 奈良市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1項 奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年4月1日条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、(児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。)	この条例は、(子ども)に対する医療費の一部を助成し、(その疾病の早期発見と治療を促進し、もつて子どもの健やかな成長に寄与すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年4月1日条例第3号)奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年9月29日規則第40号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第4条第1項奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	奈良市子ども医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる子どもであることを示す証明書(資格証)の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 1	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第2条第1項奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第2条第1項第1号・第3条第2項第1号・第4条第1項別記
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 2	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第2条第1項奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第2条第1項第2号・第3条第2項第1号・第4条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 3	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第2条第1項奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第3条第2項第1号・第4条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第2条第1項奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第2条第1項第3号、第4号、第5号・第3条第2項第1号・第
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ホ	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第2条第1項奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第2条第1項第3号、第4号、第5号・第3条第2項第1号・第
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第5条奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3号第6号様式(第7条関係)
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	奈良市子ども医療費の助成に関する条例により受給資格の変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ1	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第5条奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3号第6号様式(第7条関係)
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ2	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第5条奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3号第6号様式(第7条関係)
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ3	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第5条奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3号第6号様式(第7条関係)
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ5	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第5条奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3号第6号様式(第7条関係)
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ホ	奈良市子ども医療費の助成に関する条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--